

NEWS LETTER

January 2025 - Vol.46

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、'化評法 - 既存化学物質共同登録' について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1 : 1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイルが  付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH).....	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など	3
[化学物質安全院告示第2024-44号]「有毒物質の指定告示」一部改正	3
[化学物質安全院公告第2025-3号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正(案)行政予告	3
[化学物質安全院告示第2025-2号]「有毒物質の指定告示」一部改正	4
[化学物質安全院告示第2025-3号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正.....	4
[環境部公告第2025-48号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令一部改正令(案)立法予告	5
[環境部公告第2025-49号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令(案)立法予告	6
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	8
化評法改正による新規化学物質申告業務及びマニュアルのご案内	8
有害化学物質含有量確認試験法に関する案内書(案)及び解説書(案)の意見聴取	8
既存化学物質の事前(変更)申告結果の公知(24.12.31).....	8
化学製品安全法(K-BPR)	9
法律の動向 - 改正・予告(案)など	9
[法律第1085号]「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行規則一部改正令	9
[化学物質安全院公告第2025-1号]「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」告示一部改正(案)行政予告	9
[環境部公告第2025-33号]「安全確認対象生活化学製品の小分け販売に関する指針」告示制定(案)行政予告(再公告)	10
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	11
安全確認対象生活化学製品の剤型に関する案内書	11
2024年12月承認完了殺生物製品(15個)の情報公開	11
殺生物剤代表電子メール(nicsbiocide@korea.kr)変更のご案内	11
[国際承認評価完了物質]国際評価が完了した殺生物物質(2027年対象)の指定(案)リスト.....	12
2024年9月30日電算システム障害による殺生物製品未提出申請件に対する証憑資料提出のご案内	12
産業安全保健法(ISHA)	13
法律の動向 - 改正・予告(案)など	13
[雇用労働部告示第2024-84号]「新規化学物質有害性・危険性調査などに関する告示」.....	13
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	14
その他の法規 - 国内動向など.....	15
化学物質確認明細書(証明書)業務及びシステムマニュアル.....	15
化学物質確認明細書・確認証明書の代理人が申請した案件に関する措置事項のご案内	15

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[化学物質安全院告示第2024-44号]「有毒物質の指定告示」一部改正

主な内容

「有毒物質の指定告示」附則(国立環境科学院告示第2022-80号)第1条(施行日)及び第2条(経過措置)、「有毒物質の指定告示」附則(国立環境科学院告示第2023-41号)第2条(適用日)及び第3条(経過措置)、「有毒物質の指定告示」附則(国立環境科学院告示第2024-3号)第2条(適用日)及び第3条(経過措置)を改正します。

- 施行日、適用日に対し、2025年1月1日適用日を2025年8月7日に改正
- 経過措置に対し、適用日及び経過措置期間を設定

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、掲載番号184、掲載日2024.12.31)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **01_NICS_2024-44.pdf** をご参考下さい。

[化学物質安全院公告第2025-3号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正(案)行政予告

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」により、「化学物質の有害性審査結果」一部改正(案)を行政予告します。

改正理由

既に公開された化学物質のうち、資料保護対象物質に対し、資料保護解除事由が発生し当該新規化学物質の名称を公開します。

主な内容

- イ. 資料保護期間(2023年)が満了することにより、化学物質名称(CAS No.を含む)が資料保護対象となり“総称名”で告示された物質の化学物質名称を公開
 - 告示の[別表]第1号(新規化学物質)総236件に該当
- ロ. 同一物質の場合、1件に告示するとともに、当該件以外の化学物質名称欄に“固有番号～と同一”と記載し、該当する化学物質の有害性、分類及び表示等を確認できるようします。

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>お知らせ・公告>行政予告、掲載番号99、掲載日2025.01.15)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **02_NICS_2025-3.pdf** をご参考下さい。

[化学物質安全院告示第2025-2号]「有毒物質の指定告示」一部改正

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第2条第6号、第20条及び「化学物質管理法」第2条第2号及び同法施行令第2条により、「有毒物質の指定告示」(国立環境科学院告示第2024-44号、2024.12.31)を改正・告示します。

主な内容

固有番号“97-1-91”の化学物質の名称を改正し、固有番号“2024-1-1222”の次に“2025-1-1223”から“2025-1-1248”までを各々新設します。

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、掲載番号187、掲載日2025.01.24)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **03_NICS_2025-2.pdf** をご参考下さい。

[化学物質安全院告示第2025-3号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第14条第1項及び同法施行規則第10条第2項第2号イ、第10条第3項、第24条、第28条「化学物質管理法」第16条第1項及び同法施行規則第12条第4項により「化学物質の分類及び表示などに関する規定」(化学物質安全院告示第2024-35号、2024.08.30)を改正・告示します。

主な内容

[別表4] イ(有毒物質)の固有番号“2019-1-956”を新設し、固有番号“2025-1-1222”の次に“2025-1-1223”から“2025-1-1248”までを新設します。

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、掲載番号188、掲載日2025.01.24)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **04_NICS_2025-3.pdf** をご参考下さい。

[環境部公告第2025-48号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令一部改正令(案)立法予告

改正理由

既存の有毒物質の定義が削除され、人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質の定義が新設されるなどの内容で「化学物質の登録及び評価等に関する法律」が改正されました(第20232号、2024.2.6 一部改正、2025.8.7 施行)。これにより、人体など有害性の指定基準を定めるなど、法律にて委任された事項とその施行に必要な事項を定めるために、施行令一部を改正します。

主な内容

- イ. 「化学物質の登録及び評価等に関する法律(法律第20232号、2024.2.6 一部改正)」が改正され、人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質の定義が新設されたことにより、人体など有害性物質の指定基準を定める(案第3条及び別表1)
- ロ. 法第7条による化学物質評価委員会専門委員会に危害性評価委員会を構成できる根拠を追加(案第7条)
- ハ. 法改正による用語変更事項を反映(案第11条、第20条の2、第27条及び第31条)
- ニ. 法第19条の3(申告時に提出された化学物質の資料検討など)を新設及び第42条(化学物質情報の公開)改正に伴い、有害性評価が必要と認められる化学物質を追加(案第16条)
- ホ. 法第45条(資料の保護)による資料保護の要請に関わらず、公開できる資料の範囲を改正(案第30条)
 - 不正競争防止法による営業秘密該当と関係なく、用途分類、登録の形態、有害性に関する要約資料などの公開根拠を設ける
- ヘ. 権限の委任及び業務の委託規定を改正(案第31条)
 - 法第38条第2項による選任又は解任事実に関する申告の受付権限・業務を一元化
国立環境科学院長、化学物質安全院長、地方環境官署の長、韓国環境公団 → **韓国環境公団**
 - 法第43条第1項による報告・資料提出命令及び出入・検査などの権限を一元化
国立環境科学院長、化学物質安全院長、地方環境官署の長 → **地方環境官署の長**

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.01.24)

[環境部公告第2025-49号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令(案)立法予告

改正理由

既存の有毒物質の定義が削除され、人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質、有害性未確認物質の定義が新設され、新規化学物質を製造・輸入する前に、環境部長官に登録又は申告しなければならない基準が変更されるなどの内容で「化学物質の登録及び評価等に関する法律」が改正されました(第20232号、2024.2.6 一部改正、2025.8.7 施行)。これにより、有害性未確認物質の基準を定めるなど、法律にて委任された事項とその施行に必要な事項を定めるため施行規則一部を改正します。

主な内容

- イ. 有害性未確認物質の基準を新設(第2条の2及び別表1の2新設)
 - 法第2条第10号の3にて、有害性未確認物質の定義が新設されたことにより、有害性未確認物質の具体的な基準を定める
- ロ. 新規化学物質申告業務の委託機関が韓国環境公団に改正されたことにより、申告関連事項の改正(第6条の3、第11条の2、第15条の3改正、第26条の2及び別表7の2新設)
 - 新規化学物質申告業務の委託機関変更事項を関連規定に反映し、申告時に提出できる資料の範囲を所有資料だけでなく確認した資料まで拡大
 - 法第2条(定義)の改正で有害性未確認物質の定義が新設されたことにより、変更申告要件に有害性未確認物質の基準に該当しないようになった場合を追加
 - 法第19条の3(申告時に提出された化学物質資料の検討)が新設され、申告時に提出された資料の適正性検討方法を定め、適正性検討結果を関連機関に通知するなど、後続の手続きを定める
- ハ. 法改正による用語変更事項を反映(第25条、第34条、第35条、第38条、第40条改正)
 - 法第2条第6号の改正、第6号の2、第6号の3の新設により、有毒物質の定義削除、人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質の定義を新設し、法第2条の10号有害化学物質定義の削除による関連規定の用語を変更
- ニ. 化学物質の情報提供及び情報公開の方法に法改正事項を反映(第35条、第37条、第51条改正、第51条の2新設、別紙第42条書式新設)
 - 法第29条第1項第3号新設により、化学物質の情報提供対象に有害性未確認物質が追加され、有害性未確認物質の情報提供に対する事項を定める
 - 化学物質の情報公開範囲と公開された情報の修正・補完手続きなどを定め、関連書式を新設
- ホ. 新規化学物質の登録及び申告基準の調整及び有害性未確認物質の定義新設など、法改正による試験資料の提出方法(別表1)、化学物質登録通知書など関連書式の改正(別紙第4号、第5号の3、第5号の4、第5号の5、第12号、第16号、第17号、第25号、第26号改正)

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

- へ. 輸入者情報は、化学物質登録・申告時に提出する情報であり、輸入者が変更された場合は変更申告を通じて管理しているため、資料保護又は資料保護期間延長要請の際、輸入者作成欄を削除(別紙37号書式改正)
- ト. 法第38条第2項による選任又は解任事実に関する申告の受付権限・業務を一元化(第49条改正)
国立環境科学院長、化学物質安全院長、地方環境官署の長、韓国環境公団 → **韓国環境公団**
- チ. 法第43条による事業者などに対する出入・検査の主体を改正(第52条改正)
環境部長官、国立環境科学院長、化学物質安全院長 → **環境部長官、地方環境官署の長**

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.01.24)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

化評法改正による新規化学物質申告業務及びマニュアルのご案内

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令第31条(権限の委任及び業務の委託)の改正により、2025年1月1日から新規化学物質申告及び変更申告の受付及び通知に対する委任(委託)機関が化学物質安全院から韓国環境公団に変更される予定です。

システム移管により、2025年申告受付は、2025年1月2日からオープンされる予定であり、関連マニュアルをアップロードしました。

参考資料

化学物質情報処理システム(<https://kreach.me.go.kr/>>お知らせ、掲載番号350、掲載日2024.12.31)

有害化学物質含有量確認試験法に関する案内書(案)及び解説書(案)の意見聴取

背景

- 化学物質安全院では、混合物内に含有された有害化学物質が指定含有量基準を超えているかもしれないが確認する方法を設けるために、2020年から試験法を定めるための総合計画を立て、これを基盤に年次的に試験法開発研究を行っています。
- 試験法開発、検証及び適用性の確認を終えた162種物質に対し、試験法案内書と解説書の案について意見聴取を開始します。

主な内容

- 有害化学物質の含有量確認試験法は、1次(試験法の草案)、2次(他機関と交差検証)、3次(補完・検討された試験法(案)を設ける)の段階で進め、このように設けられた162種物質に対する含有量確認試験法の案内書と解説書を公開します。

参考資料

化学物質情報処理システム(<https://kreach.me.go.kr/>>お知らせ、掲載番号351、掲載日2024.12.31)

既存化学物質の事前(変更)申告結果の告知(24.12.31)

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第42条(化学物質情報の公開)及び同法施行規則第51条(化学物質情報の公開等)第2項により、既存化学物質の申告結果を公開します。

参考資料

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/>>お知らせ、掲載日2025.01.15)

化学製品安全法(K-BPR)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[法律第1085号]「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行規則一部改正令

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行規則一部を改正します。

改正理由及び主な内容

殺生物製品被害救済給付の支給に対する審議・決定及び殺生物製品被害調査団の設置・運営などの業務を環境紛争調停被害救済委員会に移管する内容で、「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」が改正(法律第20382号、2024.3.19公布、2025.1.1施行)されたことにより、環境部長官所属の生活化学製品及び殺生物剤管理委員会の分野別専門委員会のうち、殺生物製品被害救済給与の支給などに関する審議事項を専門的に研究・検討するための殺生物製品被害救済審査専門委員会及び殺生物製品被害救済再審査専門委員会を廃止し、従前は救済給与支給申請時に韓国環境産業技術院長に申請書を提出するようにしていたものを、今後は「環境紛争調整及び環境被害救済などに関する法律」による環境紛争調整被害救済委員会に提出するように改正するなど、関連規定と書式を整備するためです。

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2024.12.31)

[化学物質安全院公告第2025-1号]「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」告示一部改正(案)行政予告

改正された「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」(2020.3.24施行)第18条第3項により、申告受付の既存殺生物物質などを承認猶予対象既存殺生物物質に追加指定します。

主な内容

- イ. 承認猶予対象既存殺生物物質の追加指定
 - [別表]の通し番号54, 278, 347で承認猶予対象既存殺生物物質を追加指定し、承認猶予期間を付与
- ロ. 承認完了及び承認予定の殺生物物質を追加指定
 - [別表]の通し番号53, 148, 178, 260, 282, 303で承認猶予対象既存殺生物物質を追加指定
- ハ. [別表]の通し番号53から360までを55から368までに変更

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>公知・公告>行政予告、掲載番号98、掲載日2025.01.09)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **05_NICS_2025-1.pdf** をご参考下さい。

**[環境部公告第2025-33号]「安全確認対象生活化学製品の小分け販売に関する指針」告示
制定(案)行政予告(再公告)**

「安全確認対象生活化学製品の小分け販売に関する指針」制定案を行政予告します。

制定理由

安全基準適合確認及び申告を終えた安全確認対象生活化学製品の小分け販売・贈与等に関する事項を定めることを目的とします。

主な内容

安全確認対象生活化学製品の小分け販売などに関する詳細な事項を定める

- 原製品、原製造・輸入者、小分け及び提供など用語を規定(案第2条)
- 安全基準適合確認及び申告を終えた製品を小分けする場合、小分けされた部分(小分け製品)は新しい安全確認対象生活化学製品とする(案第3条)
- 第3条にもかかわらず、誕生日や記念日などお祝い用途や祈願などの用途で消費者に提供する発光用キャンドル又は祈願用ローソク、液体型洗濯洗剤又は液体型繊維柔軟剤の小分け製品は、原製品が履行した安全基準適合確認及び申告を通じて、当該小分け製品の安全基準適合確認及び申告を行ったとみなす(案第4条)
- 小分け製品提供者に安全ガイドライン遵守を勧告(案第5条)

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.01.20)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

安全確認対象生活化学製品の剤型に関する案内書

「生活化学製品及び殺生物質の安全管理に関する法律」に基づく「安全確認対象生活化学製品の指定及び安全・表示基準」で定めている安全確認対象生活化学製品の剤型に関して、わかりやすく説明した手引書を掲示します。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chempold.keiti.re.kr>>お知らせ>申告対象安全確認対象生活化学製品(技術院)、掲載番号145、掲載日2024.12.30)

2024年12月承認完了殺生物製品(15個)の情報公開

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」第29条及び施行規則第28条により、2024年12月承認完了殺生物製品(15個)の情報を公開します。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chempold.keiti.re.kr>>お知らせ>殺生物剤、掲載番号274、掲載日2024.12.31)

殺生物剤代表電子メール(nicsbiocide@korea.kr) 変更のご案内

化学物質安全院有害性管理課の殺生物剤関連の電子メール(nicsbiocide@korea.kr)が変更されました。

殺生物剤の承認評価業務に関する一般的なお問合せは、オンライン民願処理システム(国民申聞鼓)または有線(1800-4840)で問い合わせ可能です。殺生物剤代表電子メールの場合、添付資料の検討のためのものであり、下記項目に限り返信が可能です。

1. 殺生物製品群(BPF)の事前会議のための資料発送

※ 添付資料: 殺生物製品群の製品特性要約書、殺生物製品群の概要書、用途類似性の証憑資料

2. 効果・効能試験資料の検討: 国内・国外の公認試験方法に逸脱事項があったり、その他自主的に確立された試験方法の適用が必要な場合

※ 添付資料: 試料(物質/または製品)情報、参考した試験方法と一緒に変更が必要な事項(原文、化学的根拠及び事由を含めて詳細に記述)、証憑資料など

※ 国内・国外の公認された試験方法に該当するかどうか、または国内・国外の公認された試験方法を逸脱事項なく遂行しようとする場合の評価機能に関する問い合わせは返信できない。

3. 評価当局(化学物質安全院)が承認申請前の事前検討のために資料提出を要請した場合

※ 代表電子メールを通じて受付された案件は、資料検討後14日以内に返信

その他の承認評価業務以外の殺生物剤履行の支援事業に関する業務は、環境部化学製品管理課産業界支援団又は化学物質管理協会にお問合せできます。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chempold.keiti.re.kr>>お知らせ>殺生物剤、掲載番号275、掲載日2025.01.13)

[国際承認評価完了物質]国際評価が完了した殺生物物質(2027年対象)の指定(案)リスト

2027年承認対象殺生物物質のうち、国際的評価が完了された物質リスト(案)を事前公開します。

※ 2027年承認猶予対象殺生物製品類型：製品保存用保存剤、製品表面処理用保存剤、繊維皮革類用保存剤

検討事項

- 国際的に評価が完了した物質(40種)
- 国際評価情報(報告書)詳細確認必要に応じた候補物質(26種)

今後の計画

- 物質情報の確定及び資料提出免除項目の公開(~2025年12月まで順次公開)

参考資料

化学製品管理システム(<https://chempold.keiti.re.kr>>お知らせ>殺生物剤、掲載番号276、掲載日2025.01.17)

※ 詳細な内容は本 PDF の添付ファイル **06_Attachment_International Evaluation Completed_Draft_250117** をご参考下さい。

2024年9月30日電算システム障害による殺生物製品未提出申請件に対する証憑資料提出のご案内

昨年2024年9月30日に電算システム障害により、殺生物製品の承認申請ができなかった件に対し、2024年9月30日当日に承認申請ができず申請が遅延(2024年10月1日~2日)された申請者は、2024年3月15日に案内された添付様式を作成し、2025年1月24日(金曜日)までに、殺生物剤代表メールまで(nicsbiocide@korea.kr)提出して下さい。

提出された資料は、システム接続有無及び臨時保存・提出機能の接続を確認するなどの手続きを通じて、システムエラーの被害があったかを確認後、確認ができた申請件に限り、2月14日(金)までに各申請者に連絡する予定です。

システムエラーが確認された申請案件の場合、2024年9月30日当日に提出された案件と同じ検討スケジュールで検討を進めるように措置します。本案内は、2024年10月3日から提出された殺生物製品には適用されません。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chempold.keiti.re.kr>>お知らせ>殺生物剤、掲載番号277、掲載日2025.01.21)

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[雇用労働部告示第2024-84号]「新規化学物質有害性・危険性調査などに関する告示」

改正理由

新規化学物質名称の情報保護申請と関連し、環境部に資料保護申請書を提出した場合は情報保護を申請したとみなす規定、情報保護期間満了通知及び異議申請手続き規定を設けるなど、現行制度の運営上に現れた一部不備点を改善・補完するためです。

主な内容

- イ. 環境部長官に新規化学物質を登録する際、資料保護要請書を提出した場合、新規化学物質情報保護を申請したものとみなす規定を新設し、手続きを明確にする(案第7条第1項但書)
- ロ. 情報保護期間の満了通知と異議申請など手続き規定を設ける(案第7条第6項)
- ハ. 化学物質の有害性審査業務が国立環境科学院から化学物質安全院に委任されたことにより、意見聴取規定を整備(案第9条)
- 二. その他、誤字の修正及び文言の整備(案第2条、第6条など)

参考資料

雇用労働部(<https://www.moel.go.kr/>>情報公開>予算・法令情報>訓令・例規・告示、掲載番号3281、掲載日2024.12.30)

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 1月産業安全保健法-法律の動向に関する内容はありません。

その他の法規 - 国内動向など

化学物質管理法

化学物質確認明細書(証明書)業務及びシステムマニュアル

化学物質管理法施行令第22条第2項第25号と関連し、化学物質確認業務が韓国化学物質管理協会から韓国環境公団('25.1.1から)に移管されたことにより、業務マニュアル及びシステムマニュアルが掲載されました。

※ 詳細な内容は下記のウェブサイトに掲載された添付ファイルをご参照下さい。

参考資料

化学物質情報処理システム化学物質確認明細書(<https://kreach.me.go.kr/chemveri/>>業務マニュアル、システムマニュアルをダウンロード)

化学物質確認明細書・確認証明書の代理人が申請した案件に関する措置事項のご案内

既存の化学物質管理協会に代理人として申請した案件は、元申請者(製造輸入者)が製品成分などの詳細内訳が確認できないように措置された状態で、化学物質情報処理システムに加入した同一の事業者登録番号でデータの移行が完了しました。

参考資料

化学物質情報処理システム(<https://kreach.me.go.kr/>>お知らせ、掲載番号354、掲載日2025.01.13)